

**佐賀県規則第14号**

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)			
<p><b>第2条</b> 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>				<p><b>第2条</b> 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
1 分 析、 測 定 及 び 評 価	(窯業関係)			1 分 析、 測 定 及 び 評 価	(窯業関係)		
	(1) 蛍光エックス線分析	略	<u>4,400円</u>		(1) 蛍光エックス線分析	略	<u>5,100円</u>
	(2) 略	略	略		(2) 略	略	略
	(3) プラズマ発光分析	略	<u>5,500円</u>		(3) プラズマ発光分析	略	<u>6,200円</u>
	(4) 窯業原料又は窯業製品に係る 定量分析	略	<u>1,800円</u>		(4) 窯業原料又は窯業製品に係る 定量分析	略	<u>2,500円</u>
	(5)～(11) 略	略	略		(5)～(11) 略	略	略
	(12) 硬さ試験	略	<u>1,400円</u>		(12) 硬さ試験	略	<u>1,600円</u>
	(13) 略	略	略		(13) 略	略	略
	(14) 圧縮強度試験	略	<u>1,160円</u>		(14) 圧縮強度試験	略	<u>1,700円</u>
	(15)～(22) 略	略	略		(15)～(22) 略	略	略
	<u>(23) 耐貫入性試験</u>	//	<u>3,400円</u>				
	<u>(24)～(26) 略</u>	略	略		<u>(23)～(25) 略</u>	略	略
	<u>(27) 耐火度試験</u>	略	<u>2,700円</u>		<u>(26) 耐火度試験</u>	略	<u>3,400円</u>

改正前				改正後				
			(S K 29 番超過の ゼーゲル 錘を使っ て試験を 行う場合 は、 <u>2,900</u> 円)				(S K 29 番超過の ゼーゲル 錘を使っ て試験を 行う場合 は、 <u>4,000</u> 円)	
		(28) 細孔分布測定 (水銀圧入法)	略	<u>3,500円</u>		(27) 細孔分布測定 (水銀圧入法)	略	<u>4,200円</u>
		(29)～(34) 略	略	略		(28)～(33) 略	略	略
		(35) 光触媒性能評価試験 2	//	<u>24,630円</u>				
		(36) 光触媒性能評価試験 3	//	<u>28,920円</u>				
		(37)・(38) 略 (工業関係)	略	略		(34)・(35) 略 (工業関係)	略	略
		(1) 食品原材料及び製品に係る一 般成分分析 (水分、タンパク質、 アルコール等)	略	<u>1,700円</u>		(1) 食品原材料及び製品に係る一 般成分分析 (水分、タンパク質、 アルコール等)	略	<u>2,000円</u>
		(2) 食品原材料及び製品に係る特 殊成分分析 (ビタミン、 <u>レブリン</u> <u>酸等</u> )	略	<u>4,960円</u>		(2) 食品原材料及び製品に係る特 殊成分分析 (ビタミン、 <u>ポリフェ</u> <u>ノール等</u> )	略	<u>5,500円</u>
		(3)～(11) 略	略	略		(3)～(11) 略	略	略
		(12)～(15) 略	略	略		(12) 肌特性試験	//	<u>3,300円</u>
		(16) X線光電子分光分析	//	<u>12,360円</u>		(13)～(16) 略	略	略
		(17)～(41) 略	略	略		(17)～(41) 略	略	略
2	応	(工業関係)			2	応	(工業関係)	

改正前				改正後			
用 試 験	(1) 所要日数が1日のもの (2) 所要日数が2日のもの (3) 所要日数が3日のもの (4) 所要日数が4日のもの (5) 所要日数が5日以上のもの又は技術的に非常に難しいもの	略	<u>4,620円</u> <u>10,000円</u> <u>22,000円</u> <u>32,680円</u> <u>74,000円</u>	用 試 験	(1) 所要日数が1日のもの (2) 所要日数が2日のもの (3) 所要日数が3日のもの (4) 所要日数が4日のもの (5) 所要日数が5日以上のもの又は技術的に非常に難しいもの	略	<u>5,200円</u> <u>11,000円</u> <u>24,000円</u> <u>35,000円</u> <u>80,000円</u>
3 製 品 設 計	(窯業関係) 製品設計 (工業関係) 略	略	<u>4,340円</u> 略	3 製 品 設 計	(窯業関係) 製品設計 (工業関係) 略	略	<u>4,600円</u> 略
4 試 料 調 製 及 び 試 作 加 工	(窯業関係) (1) ウォータージェット切断機による加工 (2)～(10) 略 (工業関係) (1) 略 <u>(2)～(6)</u> 略	略	<u>5,000円</u> 略 略 略	4 試 料 調 製 及 び 試 作 加 工	(窯業関係) (1) ウォータージェット切断機による加工 (2)～(10) 略 (工業関係) (1) 略 <u>(2) 分析試料の前処理</u> <u>(3)～(7)</u> 略	略	<u>6,200円</u> 略 略 略 <u>5,500円</u> 略
5 略				5 略			
使用料				使用料			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
設備機 械等の 使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係) (1) 硬度試験機	略	<u>670円</u>	設備機 械等の 使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係) (1) 硬度試験機	略	<u>840円</u>

改正前				改正後			
	(2) 万能材料試験機	略	1,500円		(2) 万能材料試験機	略	1,000円
	(3) 精密万能材料試験機	略	1,200円		(3) 精密万能材料試験機	略	1,500円
	(4)～(15) 略	略	略		(4)～(15) 略	略	略
	(16) 太陽電池評価装置	//	4,200円				
	(17) 固体酸化物燃料電池評価装置	//	8,410円				
	(18)～(21) 略 (工業関係)	略	略		(16)～(19) 略 (工業関係)	略	略
	(1) 略	略	略		(1) 略	略	略
	(2) 糖質分析システム	略	1,900円		(2) 糖質分析システム	略	2,000円
	(3) 略	略	略		(3) 略	略	略
	(4) アミノ酸分析システム	略	1,900円		(4) アミノ酸分析システム	略	2,000円
	(5)～(55) 略	略	略		(5)～(55) 略	略	略
	(56) X線光電子分光分析装置	//	9,490円		(56) プラズマ分光測定器	//	1,200円
	(57)～(69) 略	略	略		(57)～(69) 略	略	略
	(70)～(84) 略	略	略		(70) 多連式回転曲げ疲労試験機	//	3,800円
	2 試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)				(71)～(85) 略	略	略
	(1) 略				2 試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)		
	(2) 成形・加工機				(1) 略		
	ア 押出成形機	略	1,940円		(2) 成形・加工機		
	イ 押出成形機 (特殊原料使用時)	//	3,100円		ア 押出成形機	略	2,100円

改正前				改正後			
	ウ～サ 略	略	略		イ～ユ 略	略	略
	シ ウォータージェット切断機	略	<u>3,000円</u>		サ ウォータージェット切断機	略	<u>5,000円</u>
	ス～ソ 略	略	略		シ～セ 略	略	略
	タ 鏡面研磨機	略	<u>810円</u>		ソ 鏡面研磨機	略	<u>980円</u>
	チ～ホ 略	略	略		タ～ハ 略	略	略
	(3) 略				(3) 略		
	(工業関係)				(工業関係)		
	(1)～(10) 略	略	略		(1)～(10) 略	略	略
	(11) <u>交流アーク溶接機</u>	略	<u>560円</u>		(11) <u>アーク溶接機</u>	略	<u>640円</u>
	(12)～(22) 略	略	略		(12)～(22) 略	略	略
	(23)～(25) 略	略	略		<u>(23) 小型電気乾燥炉</u>	//	<u>420円</u>
					<u>(24)～(26) 略</u>	略	略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。